

令和7年度当初予算 91億円 + 令和6年度補正予算 13億円（令和6年度当初予算 156億円）

※令和7年度当初予算 91億円 全額、事業主拠出金を充当

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

事業の概要

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育施設の整備に要する経費の一部を補助する。

（1）放課後児童クラブ整備費

子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

【令和6年度補正予算より前倒しして実施する拡充事項】

待機児童が発生している市町村等が行う整備について、国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部を補助（放課後児童クラブ整備促進事業）

（2）病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

実施主体等

【実施主体】市町村

【補助対象事業者】

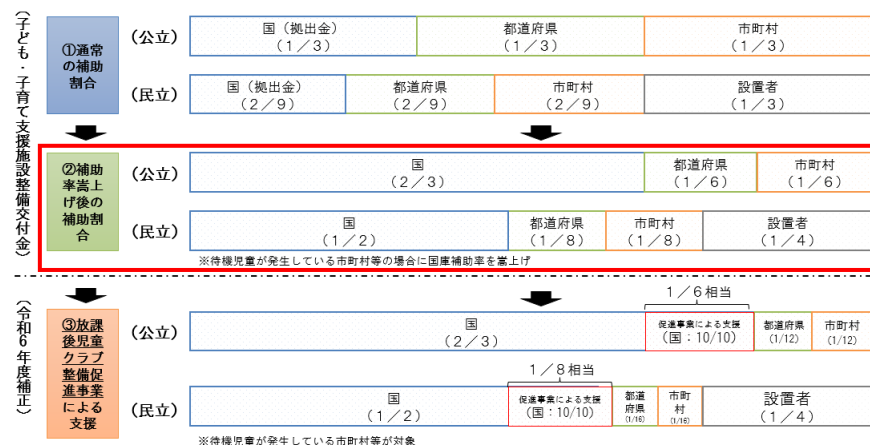
市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

【補助率】

	国	都道府県	市町村	社福法人等
放課後児童クラブ整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3 (2/3)	1/3 (1/6)	1/3 (1/6)	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	2/9 (1/2)	2/9 (1/8)	2/9 (1/8)	1/3 (1/4)
病児保育施設整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	3/10	3/10	3/10	1/10

括弧書きは、放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している場合等における嵩上げ後の補助率
※離島振興対策実施地域等に所在する場合は、補助基準額に0.08を乗じた額を加算

（放課後児童クラブの補助率の嵩上げ）



（本事業を活用した場合の公立の場合の実質の補助割合）

	国	都道府県	市町村
①通常	1/3	1/3	1/3
②嵩上げ後	2/3	1/6	1/6
③整備促進事業活用後	5/6	1/12	1/12

自治体の負担割合を1/2軽減

（本事業を活用した場合の民立の場合の実質の補助割合）

	国	都道府県	市町村	設置者
①通常	2/9	2/9	2/9	1/3
②嵩上げ後	1/2	1/8	1/8	1/4
③整備促進事業活用後	5/8	1/16	1/16	1/4

自治体の負担割合を1/2軽減